

個人番号(マイナンバー・社会保障税番号)制度が始まります

企画課政策推進係 ☎0824-73-1112

個人番号制度とは

住民登録をしている方(外国人を含む) 全員を対象に12桁の個人番号を定め、年金や医療、福祉、税、災害対策の手続きなどで個人番号を利用する国の制度です。

個人番号を利用することで、手続きに必要な書類が少なくなるなど、より迅速・正確な行政サービスの提供が可能となります。

いつから始まるの？

●10月以降、「通知カード」を各世帯に郵送し、個人番号をお知らせします。

※「通知カード」は大切に保管してください。

●平成28年1月以降、市役所や税務署などで個人番号の利用が始まります。年金・医療・介護・児童福祉や税金関係などの手続きのほか、職場で健康保険などの手続きをする場合でも必要となります。

始まる前に確認をお願いします。

■市民の皆さんへ

10月以降に「通知カード」が

住民票の住所に届きます。現在の住まいと住民票の住所が異なる場合は、「通知カード」を受け取れない場合がありますので、ご確認をお願いします。

■事業主の方へ

個人番号は行政だけでなく、パートやアルバイトを含む従業員を雇用する全ての民間事業者(個人事業主も含む)でも取り扱いが義務化されます。

①従業員個人番号は重要な個人情報です。個人情報が漏れないよう取扱責任者を定め、シユレクターや鍵つき棚、パソコンのウイルス対策などの確認をお願いします。

②会計ソフトを使用している場合は、個人番号に対応するソフトかどうか早めに確認してください。(手書きでの事務処理も引き続き可能です。)

個人番号が表示されたカードは、「通知カード」と「個人番号カード」の2種類があります。

「通知カード」は住民登録がある全ての方に交付され、「個人番号カード」は希望者のみに交付されます。

	通知カード	個人番号カード
デザインは変更される場合があります。		
交付時期	10月以降	平成28年1月以降
交付対象者	住民登録をしている方(外国人の方を含む。)全員	希望者のみ(希望者は、「通知カード」に同封されている申請書により郵送で申請)
交付方法	簡易書留で送付します。	事前に申込を行った後、市役所の窓口で本人確認を行い、交付します。
手数料	無料	初回発行無料
利用方法	市役所や税務署、年金事務所などで、個人番号を必要とする手続きに利用	「通知カード」の機能に加え、身分証明書、電子証明書(e-Taxなど)、マイナポータル(自宅のパソコンから、自分の個人情報の提供の記録などの情報を確認できる)での利用

プライバシーは守られるの？

●個人番号は、法律で認められていない者が利用や収集すると罰則があります。

●初回に交付される「個人番号カード」のICチップには、個人番号・氏名・住所・生年月日・性別・写真画像のみが記録(希望者のみ電子証明書も記録)されており、所得や健康保険などの情報は記録されていません。

●国の第三者機関の委員会が、個人番号を利用する者に監督や命令などを行う権限があります。

個人番号は非常に重要な個人情報です。

●絶対に他人(役所や職場など法律で利用できる者を除く。)に番号を教えたり、カードを渡したりしてはいけません。市役所職員が電話で個人番号を聞いたりすることはありません。

●万一、紛失・盗難にあった場合は、24時間365日対応のコールセンター(「通知カード」送付時にお知らせします。)で対応します。